

# 東京都待機児童対策協議会について

## 協議会概要

- 子ども・子育て支援法附則第14条に基づき、待機児童解消を促進するための方策として、区市町村の区域を超えた広域調整や専門性の高いものについて協議を行う組織
- 都では平成28年度、29年度に「待機児童解消に向けた緊急対策会議」を開催しており、その後継として活用

## 区市町村参加状況

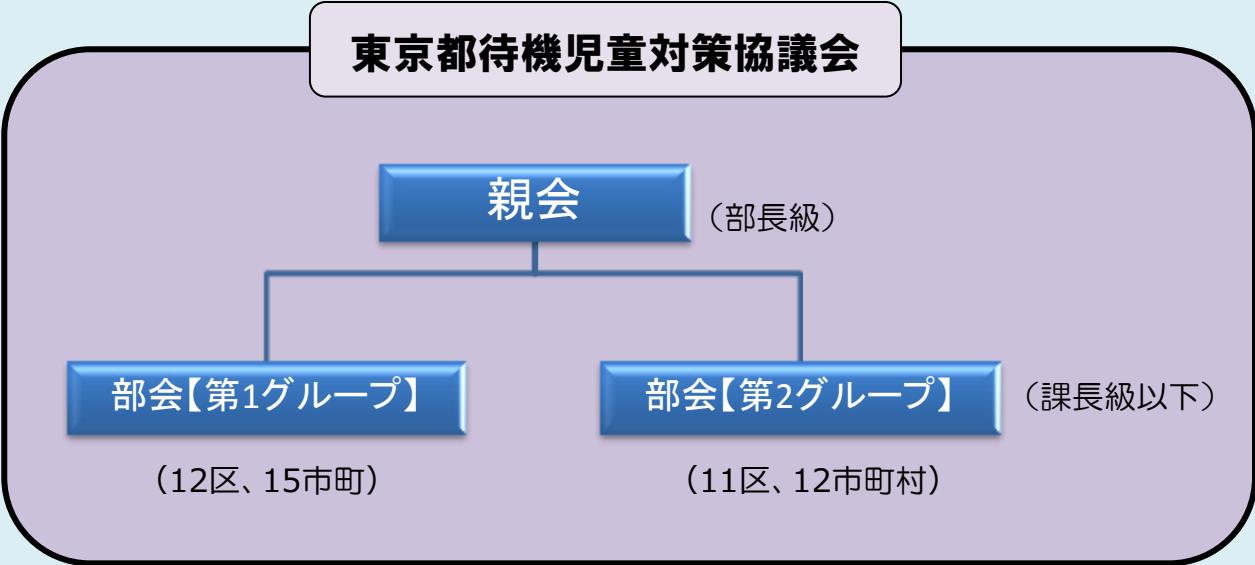
(平成30年8月末現在)

- 参加自治体数：50区市町村
  - 《参加区分》・特定区市町村：38区市町
  - ・事業実施区市町村：1区
  - ・その他区市町村：11市町村

・特定区市町村は、H29.4.1に待機児童がいることが要件。協議会設置加算等の活用が可能  
 ・事業実施区市町村は、特定区市町村以外で、認可外保育施設の状況等から、保育の量的拡大及び質の向上を図ることが必要な区市町村

## 組織

区市町村の意見を踏まえ、区部と市部混合で2つ（南部と北部）に分けた部会を設置



## 平成30年度の主な協議事項

区市町村に対する事前の意見照会において要望が多かった主に以下の協議事項に関して、協議を実施

協議事項	主な内容
多様な保育の受け皿確保	医療的ケア児、土曜の共同保育、夜間保育、病児・病後児保育、企業主導型保育事業等の取組状況
保育人材の確保・育成	地域での人材確保策、研修等の取組
地域型保育事業	連携施設の設定の好事例の横展開等
その他	指導監督、ステーション事業、外遊びの充実等の取組状況

## 年間スケジュール

